

平成 27 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

議 案 第 2 号 ~ 議 案 第 7 号

平 成 27 年 度 施 政 方 針

議 案 第 8 号 ~ 議 案 第 38 号

平 成 27 年 2 月 23 日 提 出

伊 佐 市 長

平成27年第1回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第2号から議案第7号、平成27年度施政方針に続きまして、議案第8号から議案第38号について説明申し上げます。

はじめに、議案第2号『平成26年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）』について説明申し上げます。

今回の補正は、国・県補助事業などの確定や経常経費を抑制した結果による事務経費の減額について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明申し上げます。

まず、総務費については、市税等過誤納還付金及びその他の経費に減額の措置を講じ、民生費においては、臨時福祉給付金及びその他の経費に減額の措置を講じたほか、保育所措置費などに追加の措置を講じております。

衛生費については、予防接種、各種がん検診及びその他の経費などに減額の措置を講じたほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金及び汚泥再生処理センター造成費に追加の措置を講じ、労働費においては、事業費の確定に伴い減額の措置を講じております。

農林水産業費については、畜産基盤再編総合整備及びその他の経費などに減額の措置を講じたほか、肉用牛特別導入基金の精算返納金に追加の措置を講じております。

商工費については、市街地商店街活性化などに係る経費に減額の措置を講じ、土木費においては、道路改良に係る

経費などに減額の措置を講じております。

消防費については、デジタル無線機等の購入に係る経費などに減額の措置を講じ、教育費においては、菱刈小学校仮設校舎借上げに係る経費などに減額の措置を講じております。

災害復旧費については、事業費の確定に伴い減額の措置を講じ、公債費においては、所要の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入については、市税、配当割交付金、地方交付税、分担金及び負担金及び寄附金を増額し、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,764万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億9,465万9千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、県費単独補助治山事業ほか10件の事業に明許繰越による繰越の措置を講じ、債務負担行為では、一般廃棄物最終処分場維持管理事業の消費税増税対応分を追加し、中学校スクールバス運行事業及び菱刈小学校仮設校舎借上事業について限度額の変更を行う措置を講じ、地方債では、減収補填債を追加し、災害復旧事業ほか4件に限度額の変更を行う措置を講じております。

次に、議案第3号『平成26年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)』について説明申し上げます。

今回の補正は歳出において、保険給付費などに所要の措置を講じたほか、共同事業拠出金に追加の措置を講じ、保健事業に減額の措置を講じております。

歳入では、県支出金、繰入金及び諸収入を増額し、国民健康保険税、国庫支出金及び療養給付費等交付金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,395万円とするものであります。

次に、議案第4号『平成26年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）』について説明申し上げます。

今回の補正は歳出において、保険給付費、地域支援事業費などに減額の措置を講じております。

歳入では、保険料及び諸収入を増額し、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億112万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,833万円とするものであります。

次に、議案第5号『平成26年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』について説明申し上げます。

今回の補正は歳出において、広域連合納付金に追加の措置を講じ、保健事業費などに減額の措置を講じております。

歳入では、繰入金に追加の措置を講じ、後期高齢者医療保険料及び諸収入に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,714万円とするものであります。

次に、議案第6号『平成26年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)』について説明申し上げます。

今回の補正は歳出において、事業費に減額の措置を講じております。

歳入では、繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,627万6千円とするものであります。

次に、議案第7号『平成26年度伊佐市水道事業会計補正予算(第4号)』について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を610万円減額し、収益的収入の総額を4億8,419万6千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を1,744万5千円減額し、収益的支出の総額を4億7,718万5千円とするものであります。

次に「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を7,000万円減額し、資本的収入の総額を6,000万円とするものであります。

支出においては、資本的支出を1億814万9千円減額し、資本的支出の総額を2億6,963万3千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 963 万 3 千円は、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債及び議会の議決を経なければ流用することができない経費について所要の措置を講じております。

以上、議案 6 件について説明申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、平成 27 年度施政方針を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨年、本市は発足後 6 年目という新たなステップを踏み出しました。新たに制定した市民憲章を道標に、市歌「伊佐はとってもしーさ」を次の時代へ進むための応援歌として、未来へ向けて歩き始めました。

これまでの取組みや皆さまのご協力により、人材育成・コミュニティづくりにより、「自ら考え、工夫し、取り組む」市民の動きが生まれてきたことを実感しています。

また、安心して暮らせる環境づくりや仕組みづくりが確実に整ってきていると思います。汚泥再生処理センターの建設準備や橋梁を中心とするインフラの長寿命化等といった基礎固めや、女性消防団の設置などきめ細やかな支援ができる防災体制も整いつつあります。

さらに、子育て支援や高齢者施策等をはじめとする医

療・福祉分野においても、他の自治体に比べて先進的な取組みで市民の安心度は高まっていると思います。

教育部門においても、大口中央中学校の新設に向けて確実な準備が進み、今年4月の開校の運びとなります。このほか、学校のICTの環境整備や土曜いきいき講座等による子どもの学習環境の整備や学力の向上、車椅子バスケット日本代表合宿の実施等による市民の元気と希望づくりを行いました。

今年開催の国民文化祭に向け市民による自主的な取組みも盛り上がりを見せていますし、平成32年の国民体育大会カヌー競技の開催に向けた準備も確実に進んでおります。

一方、産業面では、農業分野でも主力となる米の収量減や価格の下落が、農家の経営に大きな影響を与えました。幸いにも子牛の価格が高値で推移したことにより畜産農家は救われました。企業関係では、アベノミクス経済政策の効果と、消費税率アップのせめぎ合いの中で経営状況が推移し、依然として厳しい状況に変わりはありません。

このような中、これまでの取組みが評価され、東洋経済新報社が発表した「住みよさランキング 2014」において県内1位の「住みよいまち」として評価をいただきました。特に、「安心度」では全国でも第6位と非常に高い評価をいただきました。

このような評価が今後も続くように本市の優位性を活かし発信しながら取り組んでいきたいと考えています。

また、昨年4月には、市政発展のための様々な取組みを円滑に進めるため、大きな組織再編を行いました。新たに

設置した伊佐PR課の情報発信や交流事業の実施により、マスコミをはじめ広く伊佐市をアピールすることができました。

さらに、ライフステージごとにわかりやすい窓口とするために「こども課」や「健康長寿課」を設置したほか、教育委員会各課を菱刈庁舎にまとめて配置し、タテ・ヨコ・ナナメの連携が図られるようにしました。これからも必要に応じて「市民目線での組織配置」に向けて改革を進めてまいります。

さて、国内に目を向けますと、消費税率の引き上げによる経済動向の変化や負担感の増大、ゲリラ豪雨や豪雪、台風等による甚大な災害の発生など国民生活の中で不安要素も多い年となりました。

また、将来の我が国の姿を想定した様々な議論がなされ、「消滅可能性自治体」の言葉が現実的なものとして定義づけられました。

少子高齢化を踏まえた人口減により、我が国の将来はこれまでの仕組み・取組みなどの大きな転換を行わなければ危機的状況になるとの認識から、政府は人口減や東京への一極集中を解消し、地方の創造的施策によって「地方の元気」を「日本の元気」として取り戻すために「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

これにより2060年に1億人程度の人口を確保するとした「まち・ひと・しごと長期ビジョン」を策定し、その達成のために「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。この戦略により、地方における「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、それを支える「まち」の活性化を行って地方から日本を元気にしていくことをめざしています。

経済対策についても「アベノミクスの成果を地方に波及

させることが極めて重要である」として、①地域の实情に配慮しつつ、消費を喚起する、②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促す、③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化するとした「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、これにより地方の経済活性化を先述した「まち・ひと・しごと創生」に係る施策を併せて推進するとしています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により本年4月から教育委員会制度が大きく変わります。総合教育会議を通じて、これまで以上に教育委員会と意思疎通を図り、子ども達の望ましい教育環境の在り方など地域の教育課題やあるべき姿を共有していく必要があります。

このような国の地方創生や地域経済の活性化策、制度改革など、目まぐるしく変化する時代の流れにも対応しながら、平成27年度は、10年後、20年後のまちの将来に向け「交流人口の増加」を図るとともに、引き続き「行政サービスの『質』の向上と健全な財政運営」を基本として行政運営にあたります。

特に、「経済」・「コミュニティ」・「若者」の活動を活性化させ、豊かで安心と活力に満ちたまちとなるよう「人づくり」や「支えあいの仕組みづくり」、「しごとづくり」を行い、「住みたい、住み続けたい」と感じる伊佐市を市民の皆様をはじめ多様な地域団体との協働によりめざします。

これを達成するための取組みは、伊佐市総合振興計画に基づき進めますが、当計画も策定してから今年で5年を迎え、見直しの時期が来ました。新たな時代の流れや市民のニーズに対応すべく伊佐市総合振興計画（後期計画）を策

定します。

また、これに併せ「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、現実的で効果の見える振興策が展開できるよう国・県はもとより地域の関係団体等と連携して進めます。

さて、東日本大震災から早いもので4年を迎えようとしています。危機管理と支えあいの重要性を再認識しながら、平成27年度も宮城県南三陸町に職員を派遣して共に復興に取り組みたいと思います。

それでは、伊佐市総合振興計画に基づく5つの政策に沿って、平成27年度の施策の概要を説明申し上げます。

政策1「市民誰もが活躍できる自治づくり」

「市民誰もが活躍できる自治づくり」については、市民が自由に取り組む活動を応援するとともに、健全で質の高い行政経営、伊佐の魅力や取組みに関する情報発信を確実にしていきます。

まず、共生協働の推進については、地域コミュニティ協議会が多様な取組みを行うための環境整備や、自ら考え実行する市民活動を推進するために人材の発掘・誘致を行います。

行政経営については、平成26年度において策定した「行政改革大綱（後期）」及び「集中改革プラン（後期）」に基づき、厳しさを増す財政状況に対応するための効率的で効果的な行政事務の遂行に努めます。

特に、自主財源である市税の公平で公正な課税と確実な

収納について取り組むほか、好調な伸びを見せている「ふるさと応援寄付金」の拡大推進や、国の経済対策・地方創生に係る施策を活用して財源確保に努めます。

また、平成 28 年から施行される「社会保障・税番号制度」は、行政経営・サービスのあり方を大きく変えることから、全庁的・多角的な議論を行い、確実な準備を進めます。

このような取り組みや本市の優位性・魅力に関する情報を広く発信し市民と共有するために、多様なツール・媒体を用いた情報発信やふるさと会等との連携を行います。

政策Ⅱ 「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」

「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」については、将来に向けた伊佐の産業のあり方を見直しながら地方創生メニューを活用して新たなしごとづくりに取り組みます。

特に、「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と合わせて「しごとをつくる」視点で多角的な検討を行い、現実可能な施策の展開が図られるよう努めます。

農業振興について述べますと、平成 26 年度の米価下落は、米中心の本市の農業に大きな影響を与えました。農家はこれまでの作付の継続か・転換かといった選択の時を迎えており、伊佐の農業も大きく変わっていくことも予想されます。

国は、米の直接支払交付金の減額や農地中間管理機構を通じた交付金等により大規模農家の育成とも思える対策を打ち出しています。

このような状況の中、高齢化と担い手不足に対応し、農

家が意欲を持てる農業とするため、国の施策等に関する迅速で正確な情報を提供し、魅力ある農業づくりの検討や新規就農者の育成・確保に取り組めます。

畜産振興については、優良種雌牛保留導入・酪農業収益性向上対策等の助成により市場では高価格で取引されていますが、農家の高齢化などにより出荷頭数が減少している状況です。

今後は、肉用牛の地域ブランド推進及び子牛生産拡大推進に取り組む、農家の生産意欲を向上させることにより出荷頭数保持に努めます。

園芸振興については、重点野菜の作付面積拡大を図るために水田での畑作物を推進するとともに、栽培開始時の資材や苗の購入費の一部助成により、新規栽培農家の掘起こしと生産面積の拡大を推進します。

また、多面的機能支払及び中山間事業といった国の事業を最大限利用し、集落営農・専業就農者の認定など農家が「やる気のでる農業」として取り組めるように進めていきます。

林業については、計画的な間伐の実施や育林整備により生産性・収益性の高い森林づくりに取り組むとともに、竹林も含めた健全な森林整備に努めます。

また、森林施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入など、一体的な林業生産性の向上を図り、雇用の拡大に努めます。

鳥獣被害対策については、国の事業や市単独事業により鳥獣を寄せ付けない取り組みや侵入防止対策としての侵入防止柵設置を進め、被害軽減に努めます。

また、被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲・鳥獣被害防

止緊急捕獲を行うとともに、狩猟期においても市単独事業を実施し、シカ捕獲推進に取り組めます。

商工業の振興については、新たな産業や「雇用」を生み出す創業支援をはじめ、企業の健全運営と地元商店街の自主的活動・活性化策の支援に取り組めます。特に、商店街の空き店舗の活用を多方面から検討し「にぎわいを生む」拠点づくりを進めます。

観光については、伊佐ならではの魅力やおもてなしによるツーリズムを推進するとともに、本市最大の観光スポットである曾木の滝の魅力アップに取り組めます。

また、伊佐の特産・ブランド品の販売を進めるために、焼酎や伊佐米などを主力商品としてPR活動を進めながら新たな商品の開発に取り組めます。

政策Ⅲ 「自然と調和した快適な生活空間づくり」

「自然と調和した快適な生活空間づくり」については、「市民の安全安心の確保」のための事業を優先に行いながら、市民や多様な地域団体等とともに美しく快適な生活環境づくりを進めます。

環境保全については、合併処理浄化槽の設置を推進して周辺の水環境改善に努めるほか、看板の設置などによりごみの不法投棄をさせない環境づくりを進めます。また、ごみの分別・リサイクルの推進により減量化を図り処理施設の延命化に努めます。

さらに、汚泥処理を周辺環境に影響を与えることなく計画的・衛生的に行う汚泥再生処理センターの建設を確実に進めます。

道路整備については、「災害に強い道づくり」、「安全安心な生活に繋がる道づくり」、「交通形態の変化に対応する道づくり」、「環境整備を含めた側溝整備事業」を基本に進めるほか、大雨で浸水被害の恐れのある地域の道路整備に取り組みます。市道に架かる橋梁については、事後保全対応型から予防保全対応型へ転換し、橋梁長寿命化計画に基づき年次的に整備します。

また、公営住宅については、小水流団地の建て替え工事に着手し、解体工事や敷地整備工事、建築実施設計を行います。

公共交通の確保については、広域バス路線の運営補助を引き続き行うとともに、のりあいタクシーと市内バスの円滑な事業推進を図り、利用者の利便性向上に努めます。

消防防災については関係機関との連携による危機管理を確実に行うとともに、消防団等の活動に係る環境整備や女性消防団員をはじめとする団員の確保に取り組みます。

また、交通安全・防犯対策については昨年導入した公用車の「地域みまもりカメラ」に加え、主要交通ポイントへの防犯カメラ設置を関係機関と連携して行います。

水道事業については、「良質な水の安定供給」という基本理念のもと、健全な水道事業の経営と水道施設・設備の計画的な改修、更新など適切な維持管理に努めるとともに、安全で安定的な水の供給に努めます。特に、水道使用量の減少が続いていることから、健全な事業経営について長期的な視点で検討を行います。

政策Ⅳ 「ともに支えあう明るく元気な人づくり」

「ともに支えあう明るく元気な人づくり」については、

保健・医療・介護・福祉の充実と連携により、地域支えあいネットワークを構築し、ライフステージや身体状況等に応じて住み慣れた場所でいきいきと暮らせる地域づくりと適切なサービスの提供に努めます。

特に、「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせ、「若者が安心して子どもを産み育てられるまち」となるよう施策を検討し、様々な関係機関との連携により事業を展開します。

また、「毎日の安心」を守るために、伊佐市医師会をはじめ近隣の医療機関との連携等を図りながら適切な地域医療の確保に努めます。

子育て支援については、妊娠期から18歳までを切れ目なく支援するため、発達支援センターやトータルサポートセンターを核とした地域の専門職の力を活かしたシステムにより安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、平成27年度から施行となる「子ども・子育て支援新制度」のスムーズな実施を行うとともに、従来の保育料助成に加えて、18歳未満の第3子以降の保育料の無料化にも取り組みます。

子どもの健康を守るため、母子保健法に基づく乳幼児健康診査等や未熟児の訪問指導、養育医療の給付を行うとともに、乳児全戸訪問事業の実施により新生児の健康診査の充実を図ります。

感染症の予防については、流行性感染症の予防対策、予防接種の接種率向上に努めます。特に、平成27年度から、嘔吐下痢症の予防医療として県内の市では初めてとなる「ロタウィルス」接種の全額助成を地元医師会の協力のもとに行います。

このほか、不妊治療費助成や妊婦健康診査の公費負担により、少子化及び妊婦対策に取り組みます。

高齢者支援については、第6期介護保険事業計画の初年度となる平成27年度は、重点策として「医療・介護・予防・住まい・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステムの構築」に取り組みます。これにより健康づくりと介護予防の充実、医療と介護の連携、認知症施策や介護家庭への支援、協働による地域見守り活動の推進、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

介護サービスの需要増加を受け、第6期における介護保険料は引き上げる必要がありますが、その水準は県下でも低い状況です。引き続き介護予防事業等により保険料が上昇するのを抑える取組みを行います。

また、いきいきとした高齢者の社会参加を推進するために、老人クラブやシルバー人材センターへの支援を行うとともに、福祉タクシー利用料助成事業により交通手段の確保を行います。

大人の疾病予防・健康づくりについては、「健康いさ21」や「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、健康保持増進が図られるよう事業促進を行います。特に、脳卒中・生活習慣病予防事業、がん検診の実施等により疾病予防の普及啓発を図ります。

また、県立北薩病院や市医師会、消防組合等との連携により感染症の予防対策や地域医療体制の充実を図ります。特に、休日・夜間における医療、広域連携による救急体制の確保により「いつでも安心して医療を受けることのできる」環境をつくります。

国民健康保険事業については、制度改革に向けた対応を行うとともに、財政支援により保険税の高騰を抑えつつ、予防事業の実施により保険給付の抑制に取り組めます。

障害福祉については、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会をめざし、障がい者の自立と社会参加の支援等を推進します。

生活困窮者対策については、自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業等を行い、早期の生活自立に繋がるよう推進します。

政策Ⅴ「地域と学び未来に生かす人づくり」

「地域と学び未来に生かす人づくり」については、地域の資源や人材を活用して、地域で子どもたちを育てる「伊佐のふるさと教育」を推進し、これからの時代を生き抜く人材の育成に努めます。

学校教育については、次代を担う児童・生徒が確かな学力を身に付け、心豊かで、心身ともにたくましい山坂達者な調和のとれた青少年に育つよう教育活動の充実に努めます。

特に、今年４月に開校する大口中央中学校については、円滑な学校運営や安全安心な体制づくりと再編に伴う生徒の心のケアに努めます。

また、土曜授業の実施、英語教育の推進、小中一貫教育、教職員の研修、ICT教育環境の整備などを行います。

学校給食センターについては、伊佐米をはじめとする食材利用による地産地消と食育を引き続き推進しながら、徹底した衛生管理のもと、安全で栄養バランスのとれたおい

しい給食を市内公立すべての小中学校と本城幼稚園、子ども発達支援センター「たんぽぽ」に提供します。

再編により生じた中学校跡地については、広く市民の皆さまのご意見・ご要望を伺い、地域活性化に寄与する活用方法を検討します。

また、学校施設については、耐震化が終わっているものの老朽化が顕著であるため、文部科学省がまとめた「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」に基づき、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保に努めます。

社会教育・体育施設についても、学校施設同様に必要な施設を選択し、長寿命化に努めます。

高校振興については、市独自の事業により市内3校のさらなる魅力化を行い、「市外の生徒も通いたくなる学校」づくりを進めるとともに、高校生が地域とともに活動しながら育つ環境づくりを行います。

このことにより、まちの活性化・元気づくりを行い、「まち・ひと・しごと創生」のメニュー等を活用しながら未来の伊佐市を創る原動力となるよう取り組みます。

社会教育においては、生涯学習の推進に併せ、明るく元気なまちづくりのために、市を挙げての「あいさつ運動」を展開します。また、家庭の教育力の低下を防ぐために、地域と家庭が一体となった家庭教育の充実を図り、未来を担う健全な青少年育成に取り組みます。

さらに、市民が郷土の文化財を学び親しむ環境づくりを進め、文化財の保存活用を図っていきます。

このほか、市民の身近な学びの場としての特色ある図書館づくりを進めるため、サービスの充実を図るとともに海音寺潮五郎記念事業を実施します。

文化芸術の振興については、今年開催される国民文化祭「いさ演劇祭」の成功に向け、一層の取組みを進めるとともに、自主的な文化活動の支援と市民ニーズを踏まえた身近で良質な文化芸術に触れる機会の提供に取り組めます。

スポーツの推進については、まちの元気をけん引するアスリートの育成を競技団体や学校等と連携して行うほか、健康・生きがい・仲間づくりの原動力となる生涯スポーツの振興を各種イベント等により推進します。

また、平成32年開催の鹿児島国体カヌースプリント競技の実施に向けた体制づくりを行うとともに、競技会場の環境整備と選手の育成に取り組めます。

以上、5つの政策ごとの施策について述べました。

平成27年度の予算の最大の特徴は、今まで積み立ててきた財政調整基金を大きく取り崩さなければならないことです。それも9億円という大きな額です。昨年からの取崩し額と合わせると14億円となり、残る基金額は48億円となります。

菱刈小学校校舎の建替えや汚泥再生処理センター建設などの大型プロジェクトのためにやむを得ないこととはいえ、今後も大きな事業が予定されていますので、財政規律をもう一度見直す必要があります。財政調整基金を多額に取り崩し始めると、瞬く間に枯渇する危険性があります。事業の見直しや固定費の削減を行いつつ、安定した財政基盤を確保した継続できる行政でなければ、市民の皆様には大きな迷惑をかけることとなります。

全国の自治体は、増田寛也氏編著の「地方消滅」を驚きの現実として考えなければならないことになりました。

「896の市町村が消える」と明記された中に伊佐市も入っています。そのようにならないために私たちは知恵を絞り、“魅力的なまち”となるための施策を打ち出さなければなりません。

政府は、「地方創生」を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、地方に対し人口増、経済浮揚及び地域課題の解決に向けたアイデアを出し、その取組みを強く促しています。企業の本社機能の一部移転や税制度、子育てや介護・医療など、その多くは国が制度的な改革をしなければ、財源・人材に限りのある地方での独自の施策が偏在化し効果が限定されます。

そうであればこそ、本市は、“伊佐市の強み”を活かすべきです。待機児童ゼロの保育行政、障がいを持つ子どもへの支援の充実や理解の高さも本市の大きな特徴です。また、高齢化率も高いことから、健康であり続ける施策を進め、いきいきとした安心安全な暮らしへのサポートも大切です。

伊佐市は、これまでの施策の中でも子育てや高齢者支援など前述した分野へは様々な施策を展開し、成果を出してきています。国は、新規の事業に交付金を出すような説明をしていますが、地方の実情を正確には理解していないのではないかと思う部分もあります。

昨年の臨時議会で決定した大口高等学校への支援や、大口明光学園の寮やスクールバスを利用する生徒への支援も、国の地方創生対象施策として認めてもらいたいと思っています。伊佐市の高校生が少なくなることは、市の活性化はおろか存続の危機として捉えねばならないと感じています。

また、高校生の可能性を引き出し、市民との連携（コラ

ボレーション)の中で魅力ある高校生活を送れるように支援するとともに、市外からも高校生を伊佐に呼び込みたいと思います。

「高校生は大人として認めるべき」というのが私の持論です。これは、私が中学校を卒業した50年前から思っていることです。当時、私の母校の中学校からは多くの友が集団就職として名古屋や大阪へ行き、親に仕送りをしていました。もちろん税金も納めたでしょう。彼らは少年ではありませんでしたが国にも親にも貢献していました。現代の高校生も身体的・精神的には50年前の私たちと変わりありません。

15歳以上65歳未満は、「生産年齢人口」と経済学用語で定義されています。高校生も一緒になって知恵を出し合い、市民の皆様が喜ばれる施策や活動を作りたいと思います。

私は、毎年何らかの意味で“節目”となるものを見つけながら努力してまいりました。今年の節目は、一つに戦後70年、もう一つに阪神淡路大震災から20年、個人的には中学校を卒業して50年です。昭和とはどんな時代だったのかという論評や、様々な未公開の資料や事実に興味があります。これは今年1年間の研究テーマにしたいと思います。

阪神淡路大震災については、以前から色々な人の生き方や考え方に触れてきました。その中でとても印象に残っているものが、経営していた写真館もろとも全てを焼失し、車のトランクに残ったゴルフバッグ一つを頼りに、震災5年後の2000年9月、還暦でプロテストに合格した古市忠夫さん(合格同期に小田孔明選手・宮里聖志選手・星野英正選手など)のことです。彼が信じている銘は、「奇跡を起こす方程式は掛け算・才能×努力×感謝力」であり、

彼が講演会の中で紹介した障がい者の松山市職員の次のような文章です。

「一壁一 誰にだって大きな壁に当たってくじけそうになるときがあるだろう。でもそれは壁のように見えるけれども、もしかしたら扉なのかもしれない。何度押しても開かない。ある時、扉に鍵がかかっているのじゃないか?!と気づく。その鍵は『ありがとう』という感謝の鍵だ。そしてガチャッと開きました。」。私は中学校卒業から50年ですが、この春に新たな歴史をスタートする大口中央中学校の校歌を紹介して平成27年度施政方針のまとめとします。

大口中央中学校校歌 『十五の旅路』

作詞 濱里忠宜 作曲 藤尾清信

やまなみ 山脈はるか	北の大地に
桜吹雪の	北の大地に
ぼくらの熱き	志あり
風が吹く	ぼくらの風が
ぼくらの ^{あす} 明日へ	風が吹く
ああ新しき	十五の旅路
ああ青春の	ぼくらの母校
緑も深き	伊佐の大地に
ほしむ 星群れ流る	伊佐の大地に
わたしの青き	夢の空あり
風が吹く	わたしの風が
日本の友へ	風が吹く
ああ新しき	十五の旅路

ああ青春の	わたしの母校
秋の風立つ	伊佐の大地に
^{もみじ} 紅葉の熱き	伊佐の大地に
ともに喜び	ともに悲しむ
風が吹く	われらの風が
世界の友へ	風が吹く
ああ新しき	十五の旅路
ああ ^{とこしえ} 永久の	われらの母校

続きまして、議案第8号から議案第38号について説明申し上げます。

まず議案第8号『平成27年度伊佐市一般会計予算』について説明申し上げます。

歳出から順次説明いたしますと、議会費については、1億6,091万7千円を計上しております。

総務費については、19億2,180万9千円を計上いたしました。

主な事業として、コミュニティ協議会運営、高等学校の振興、社会保障・税番号制度導入への対応に要する経費に予算を措置しております。

次に、民生費については、56億3,588万6千円を計上いたしました。

主な事業として、福祉タクシー利用一部助成の利便性の向上を図り、障がい者介護給付費、老人施設入所措置費、介護保険事業及び後期高齢者医療事業への繰出し、児童手当の支給、子ども発達支援、私立保育所運営支援、生活保護扶助費などに予算を措置しております。

そのほか、継続して実施される臨時福祉給付金に係る経費を措置しております。

次に、衛生費については、24億100万3千円を計上いたしました。

主な事業として、各種がん検診、病院群輪番制病院運営や在宅当番医制及び国民健康保険事業への繰出しに予算を措置し、予防接種においてロタウイルスワクチンの接種に係る経費を新たに措置しております。

また、火葬炉改修を含む伊佐北始良火葬場管理組合への負担金、伊佐北始良環境管理組合（未来館）の運営経費負担金、一般廃棄物の収集運搬及び一般廃棄物最終処分場の維持管理及び汚泥再生処理センター施設建設に係る経費などに予算を措置しております。

次に、労働費については、5,265万4千円を計上いたしました。

主な事業として、地域人づくり事業、シルバー人材センター運営補助に予算を措置しております。

次に、農林水産業費については、15億7,536万2千円を計上いたしました。

農業費の主な事業として、むらづくり事業、中山間地域等直接支払、畜産振興、ほ場整備事業の償還及び農業集落排水事業への繰出しに予算を措置しております。

また、林業費においては、鳥獣被害総合対策、力強い木材産業づくり事業、林道整備に予算を措置しております。

次に、商工費については、2億6,169万8千円を計上いたしました。

主な事業として、商工振興資金利子補給事業、木造住宅整備促進に係る経費、ふるさと納税者への返礼に係る経費に予算を措置しております。

次に、土木費については、12億6,448万4千円を計上いたしました。

主な事業として、過疎債・辺地債での路線整備、道路の浸水対策や新設改良、河川のしゅんせつ、長寿命化計画に基づく小水流団地の建替に要する経費に予算を措置しております。

次に、消防費については、8億3,047万7千円を計上いたしました。

主な事業として、第4分団及び第7分団の消防団詰所建築に要する経費、伊佐湧水消防組合への負担金を措置しております。

教育費については、19億6,352万8千円を計上いたしました。

主な事業として、菱刈小学校の建替、菱刈中学校の大規模改修、学力向上対策及び国民文化祭に伴う「いさ演劇祭」実行委員会への補助に予算を措置しております。

次に、災害復旧費については、農林水産施設災害及び公共土木施設災害の現年災害の見込額1億4,536万8千円を計上しております。

このほか、公債費については15億5,681万4千円を計上し、長期債の元金・利子の償還金のほか一時借入金の利子

相当分を措置し、予備費においては3千万円を措置しております。

これら歳出予算の財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の自主財源27.3%と、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債の依存財源72.7%をもって措置しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178億円とするものであります。

なお、地方自治法第212条第1項の規定により平成27年度から平成29年度までの汚泥再生処理センターの建設に要する経費を「継続費」として定めたほか、同法第214条の規定による「債務負担行為」、同法第230条第1項の規定による「地方債」、同法第235条の3第2項の規定による「一時借入金」、同法第220条第2項ただし書の規定による「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第9号『平成27年度伊佐市国民健康保険事業特別会計予算』について説明申し上げます。

被用者保険や共済組合等以外の74歳までの方に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億800万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」につきましても定めております。

次に、議案第10号『平成27年度伊佐市介護保険事業特別

会計予算』について説明申し上げます。

65歳以上の高齢者への介護保険給付及び介護予防事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億9,280万円とするものであります。

なお、「一時借入金」、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第11号『平成27年度伊佐市介護サービス事業特別会計予算』について説明申し上げます。

介護予防サービス計画作成に関する事業を行うもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,150万円とするものであります。

次に、議案第12号『平成27年度伊佐市後期高齢者医療特別会計予算』について説明申し上げます。

75歳以上の高齢者の全員及び障害認定を受けた65歳以上の高齢者に対する医療保険制度を運営するもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,480万円とするものであります。

なお、「歳出予算の流用」についても定めております。

次に、議案第13号『平成27年度伊佐市簡易水道事業特別会計予算』について説明申し上げます。

この事業は、富士地区を給水区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74万円とするものであります。

次に、議案第14号『平成27年度伊佐市農業集落排水事業特別会計予算』について説明申し上げます。

この事業は、菱刈中央及び北部地区並びに平出水地区を対象区域とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,670万円とするものであります。

なお、「一時借入金」についても定めております。

次に、議案第15号『平成27年度伊佐市水道事業会計予算』について説明申し上げます。

水道事業の予定量は給水戸数10,170戸、年間総給水量188万6,150立方メートルと計画し予算を編成いたしております。

まず、「収益的収入及び支出」について説明いたします。

収入については、水道料金などの営業活動による営業収益と一般会計負担金などの営業外収益を合わせた水道事業収益の総額を4億445万5千円としております。

支出については、業務運営及び施設の運転維持管理に要する経費や減価償却費などの営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を計上し、水道事業費用の総額を3億5,695万6千円としております。

次に、「資本的収入及び支出」について説明いたします。

収入については、事業の実施のために借入れる企業債等を計上し、収入の総額を2億1,800万円としております。支出については、山野水源地整備に係る工事請負費などを計上し、支出の総額を4億1,383万2千円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費

の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金及びたな卸資産購入限度額についても定めております。

次に議案第16号『伊佐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定』について及び議案第17号『伊佐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会制度改革が実施されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号『伊佐市行政手続条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続法が一部改正され、住民の権利利益の保護の充実のための手続が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号『伊佐市情報公開条例及び伊佐市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、独立行政法人通則法が一部改正され、新たな独立行政法人の分類が定められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定』について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会制度改革が実施されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 21 号『伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 22 号『伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、市長、副市長及び教育長と職員の宿泊料及び食卓料を同額とし、日当を支給しない措置を引き続き 1 年間延長するものであります。

次に、議案第 23 号『伊佐市手数料条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 24 号『伊佐市肉用牛特別導入基金条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市肉用牛特別導入基金の国庫分を返納すること及び貸付けを受けることができる者の要件を緩和するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 25 号『伊佐市肉用牛規模拡大事業基金条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、貸付けを受けることができる者の要件を緩和する等のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号『伊佐市乳用牛規模拡大事業基金条例を廃止する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、事業の整理により基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第27号『伊佐市立学校施設照明設備等使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市立中学校の再編成に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号『伊佐市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定』について及び議案第29号『伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市立中学校の再編成に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号『伊佐市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に合わせて、伊佐市保育所における保育に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第31号『伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号『伊佐市都市公園条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、曾木の滝公園内の電源装置付駐車

場を有料公園施設として追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号『伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、十曾青少年旅行村の施設に自然体験施設「こどもの森」を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号『伊佐市木造住宅整備促進支援基金条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、木造住宅整備促進事業補助金交付制度を3年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号『伊佐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号『伊佐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号『伊佐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号『伊佐市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、平成27年度施政方針及び議案31件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

— 降 壇 —